

Hiroshima NOW

3

2025

日本語 No. 35

ひろしましたげんご
 広島市多言語ニュースレター「Hiroshima NOW」は、広島市の広報紙「ひろしま市民と市政」の記事や
 せいかつじょうほう けいさい
 生活情報を掲載しています。やさしい日本語、英語、スペイン語、中国語、ベトナム語、ポルトガル語
 で毎月月初めに発行しています。「Hiroshima NOW」は国際市民交流課のホームページ（https://h-
 ircd.jp/hiroshima_now）で見ることができます。また、市内公共施設などでも配布しています。

「Hiroshima NOW」を メールで送ることもできます。Email: internat@pcf.city.hiroshima.jp

「ひろしま市民と市政」は、広島市のホームページで見ることができます。

「ひろしま市民と市政」は、自動翻訳で多言語（英語、中国語、ハンブル、ポルトガル語、スペイン語、
 ベトナム語、フィリピン語）でも読むことができます。

もくじ

- 若い人の 消費者トラブルがふえています
- 4月に小・中学校などに 入学する子どもがいる 保護者のみなさんへ：
 入学通知書は とどきましたか
- 税の所得証明書を オンラインで 申しこむことができます
- 3月24日（月曜日）から 4月1日（火曜日）のあいだ 区役所の窓口が
 平日（月曜日から金曜日）は いつもよりながくなります。また 土曜日と
 日曜日も あいています
- 4月から 広島市の駐輪場を 1年間利用したい人へ：
 3月10日（月曜日）から 利用したい人を 追加で 募集します
- 税の申告をする ひつようがある人へ：
 3月17日（月曜日）までに 税の申告をしてください
- 2025年3月20日（木曜日・祝日）の ごみの収集スケジュール

発行・編集

公益財団法人広島平和文化センター 国際市民交流課

〒730-0811 広島市中区中島町1-5

Tel. 082-242-8879 Fax 082-242-7452

Email : internat@pcf.city.hiroshima.jpWebsite : https://h-ircd.jp/hiroshima_now

若い人の 消費者トラブル※がふえています

「ひろしま市民と市政」2月15日号 (p3)

日本では18歳から成人(おとな)です。そのため18歳からあなたが自分で決めて契約をすることができるようになります。親の同意<親が契約をすることをみとめること>はいらなくなります。しかし最近「消費者トラブル」にあった若い人からの相談がふえています。
※ 「消費者トラブル」とは商品やサービスを契約して契約をした相手とトラブルになったとか、買ったものでけがをしたなどのトラブルのことをいいます。

インターネットに出てくる広告や情報のなかには本当よりいいことを言ったりうそを言ったりしているものがあります。とくに最近はずぎのような契約のトラブルがふえているので注意してください。

- ・美容や健康のための物やサービスにかんけいするトラブル
- ・かんたんにお金をかせぐことができるというしごとや投資にかんけいするトラブル

本当にあったトラブルの例と注意してほしいことを紹介します

トラブルの例1 「無料のカウンセリング」

美容サロンがやっている無料のカウンセリングを受けに行った。無料のカウンセリングを受けるためだけに行ったのにその日のうちに高い金がかくの契約をするように美容サロンの人に言われた。

お金を借りて(「ローン」といいます)契約をしたため毎月お金を返さなくてはいけなくなりました。また契約をしたことで美容サロンの人からあなたの友だちを紹介してほしいと言われるようになった。

注意してほしいこと

- ・づぎのような言葉をかんたんに信じないようにしてください。

「無料」<お金はいらない>

「お試し」<少しかだけ体験してみる>

「今日しか契約ができない」

「今日だけ割引<いつもの金がかくより安い>がある」

・契約をするためのお金やコースの内容に不安を感じる時はかんたんに契約をしないでください。はっきりと断ります。

・契約をしたところからあなたの友だちを紹介するようにつよく言われてもあなたがいやだと思えば友だちを紹介しないでください。



トラブルの例2 「遠隔操作アプリ」をわるい目的でつかわれた

SNSでかんたんにお金をかせぐことができる給料がいいしごとを見つけた。スタンプを送るだけでバイトの登録ができるのでかるい気持ちで登録をした。

登録をしたあと登録をしたところからもっとお金をかせぐことができるしごとを紹介され

た。そのしごとのために 遠隔操作※^{えんかくそうさ}をすることができる アプリをインストールするように 言われ
た。言われたとおり アプリをインストールしたら 知らない人に 勝手にアプリを操作されて
借金をさせられた。

※ 「遠隔操作」^{えんかくそうさ}とは 遠くはなれたところから 機械やパソコンなどを 動かしたり 操作した
りすることです。

注意してほしいこと

・「かんたんにお金を かせぐことができる」とか とても 給料が高いしごとなどといった かん
たんにお金をもらうことができるような話はありません。

・遠隔操作アプリを かんたんに インストールしないでください。わるい目的でつかわれて
借金をさせられることもあります。アプリをインストールして わるいことに 使われるかもしれ
ないときは スマートフォンのIDや パスワードを 変えるなどしてください。

消費生活センターで 相談することができます

「消費者トラブル」^{しょうひせいかつ}のことは 消費生活センターで 相談することができます。おかしいと思っ
たり 困ったりしたときは ひとりでなやまないで はやく消費生活センターに 相談をしてくださ
い。

消費生活センター（中区基町6-27 アクア広島センター街8階）

あいている時間：午前10時から 午後7時

休み：火曜日、12月29日から 1月3日

Tel. 082-225-3300

Email : shouhi@city.hiroshima.lg.jp

問い合わせ：消費生活センター Tel. 082-225-3300

4月に小学校や中学校などに 入学する子どもがいる 保護者のみなさんへ

入学通知書は とどきましたか

「ひろしま市民と市政」2月15日号 (p6)

広島市役所は 2025年1月のおわりに 保護者に「入学通知書」を送りました。「入学通知書」に
は、あなたの子が入る 小学校や中学校の名前（「指定校」といいます。）と 入学の受けつけ
をする日が書いてあります。

入学通知書は 4月1日（火曜日）の 入学の受けつけをする日に 通知書に書いてある学校に
出します。4月1日まで 入学通知書はたいせつに 持っておいってください。

入学通知書が まだとどいていないとき または なくしたときは 教育委員会の学事課に連絡し
てください。

※4月1日は 入学式がある日ではありません。



外国の国籍を持つ子どもを 広島市立の学校に 入学させたいとき
 日本の国籍を持っていない子どもを 広島市立の小学校や中学校などに 入学させたい人は
 教育委員会の学事課に 連絡してください。
 もう入学の申しこみをした人は 連絡するひつようはありません。

転居（引っ越し）をするとき

広島市のなかで 引っ越しをする

- 3月14日（金曜日）までに 区役所で転居（引っ越し）の手続きをした人には 新しい入学通知書を あたらしい住所に送ります。
- 3月17日（月曜日）から後に 区役所で転居（引っ越し）の手続きをした人には 区役所の市民課 または 出張所の窓口で あたらしい入学通知書をわたします。

広島市からほかのまちに 引っ越しをする

転居（引っ越し）をしたところの 教育委員会などに 問いあわせてください。

国立・県立・私立の学校に 入学するとき

子どもが 国立、県立、私立の小学校や中学校に 入学することが決まったら 入学通知書と 入学承諾書（入学する学校が 出します。）を つぎのどこかひとつのところに 出してください。

- ・ 教育委員会の学事課
- ・ 区役所の市民課または 出張所
- ・ 小学校に入学にするときは 入学通知書に 書いてある学校（指定校）
- ・ いま 子どもが行っている 広島市立の小学校

障がいがある子どもが 入学するとき

子どもに障がいがあって 学校でとくべつなサポートがひつようなときは つぎのどちらかのところに 相談してください。

青少年総合相談センター（中区国泰寺町1丁目4-15）

Tel. 082-504-2197 Fax. 082-504-2142

あいている時間：月曜日から金曜日 午前9時から 午後5時

青少年総合相談センター分室（東区光町2丁目15-55 広島市児童総合相談センター3階）

Tel. 082-264-0422 Fax. 082-264-0436

あいている時間：月曜日から金曜日 午前9時から 午後5時

とくべつな理由があって 入学通知書に書いてある学校に 入学することがむずかしいとき

4月になってから 広島市のなかで 引っ越しをするなどの理由で 入学通知書に書いてある学校に 入学することがむずかしいときは 教育委員会の学事課（Tel. 082-504-2975 // Fax. 082-504-2328）に相談してください。

学校でつかうもの（学用品）や 給食のお金などの サポート（援助）があります

つぎの①②③の どれかにあたる人は サポートがあります。このサポートを受けるためには 所得の条件などがあります。

- ① 広島市立の小学校や中学校または中等教育学校※1の前期課程、特別支援学校※2の小学部・
 中学部に 行っている子どもの保護者
- ② ほかの市町村にある小学校や中学校または中等教育学校の前期課程に 行っている子ども
 の保護者で 広島市内に住んでいる保護者
- ③ 国立・県立・私立の小学校・中学校または中等教育学校の前期課程に 行っている子どもの
 保護者で 広島市に住んでいる保護者
- ※1 中等教育学校とは 6年間つづけて 中学校と高校の 教育をする学校のことです。「前期
 課程」は、中学校の3年間にあたります。
- ※2 特別支援学校とは 心身に障がいがある子どもが通う 学校のことです。

【どんなサポートがありますか？】

学校でつかうもののお金、野外活動のお金、修学旅行のお金、給食のお金、病気のときのお金
 (サポートできる病気の種類は 決まっています。) などのサポートがあります。

ただし、つぎに当たる人は サポートの種類が 決まっています。

※くわしいことは 学校で配っている お知らせを見てください。

- 生活保護をもらっている人
- 子どもが特別支援学校に 行っている人
- 上の①にあたるけど、広島市に住んでいない人
- 上の②または③にあたる人

と
 問い合わせ

各学校 または 教育委員会学事課 Tel. 082-504-2469 Fax. 082-504-2328

ぜい しょとくしょうめいしょ もう
税の所得証明書を オンラインで 申しこむことができます

「ひろしま市民と市政」2月1日号 (p3)

広島市では 「所得証明書」を スマートフォンなどをつかって オンラインで 申しこむことが
 できます。オンラインでなら いつでも どこからでも 申しこむことができます。申しこみをした
 所得証明書は ゆうびんで 送られてきます。



かね
お金は いくらですか？

- ・ 所得証明書をもらうためのお金は 1通につき 350円かかります。
- ・ オンラインで申しこみをした 所得証明書は ゆうびんで届くので ゆうびんのお金もいります。
 ゆうびんの重さが 50gまでは 110円です。

※ ゆうびんの重さが50gより 重くなるときは 重さにあった ゆうびんのお金を 払ってく
 ださい。

※ 「速達」や「簡易書留」をつかって 証明書を 送ってほしいときは きほんのゆうびんのお
 金といっしょに 速達は300円、簡易書留は350円を 払ってください。

お金は どうやって払いますか？

クレジットカードで はら 払います。または スマートフォンの決済アプリ (PayPay、auPAY、ばら d払い) で はら 払います。

申しこみをするとき 何がいらいますか？

- ・マイナンバーカードを よ 読みとることができる スマートフォンがいらいます。または パソコンと IC カードリーダがいらいます。
- ・マイナンバーカードと しよめいようてんししよめいしよ 署名用電子証明書のパスワード

オンラインで 申しこみをするとき つぎのことに注意してください

- ・オンラインで もう 申しこみをするのができるのは ほんにん 本人だけです。
- ・オンラインで もう 申しこみをする りようしゅうしよ と 領収書を もらう ことができません。

くわしいことを し もっと知りたい人は ひと 広島市役所のホームページを み 見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/27/408608.html>



と 問い合わせ：税制課 Tel. 082-504-2092

かくしぜいじむしよ ぜいむしつ 各市税事務所・税務室 (したの表を見てください)

かくしぜいじむしよ 各市税事務所

<small>しぜいじむしよ</small> 市税事務所	<small>たんとう</small> 担当している区	Tel.
<small>ちゅうおう</small> 中央 (中区役所内)	<small>なか</small> 中区・ <small>みなみ</small> 南区	082-504-2558
<small>とうぶ</small> 東部 (東区役所内)	<small>ひがし</small> 東区・ <small>あき</small> 安芸区	082-568-7715
<small>せいぶ</small> 西部 (西区役所内)	<small>にし</small> 西区・ <small>さえき</small> 佐伯区	082-532-0937
<small>ほくぶ</small> 北部 (安佐南区役所内)	<small>あさ</small> 安佐南区・ <small>あさきた</small> 安佐北区	082-831-4932

ぜいむしつ 税務室

<small>ぜいむしつ</small> 税務室	Tel.
<small>みなみ</small> 南区 (南区役所内)	082-250-8946
<small>あき</small> 安芸 (安芸区役所内)	082-821-4913
<small>さえき</small> 佐伯 (佐伯区役所内)	082-943-9716
<small>あさきた</small> 安佐北 (安佐北区役所内)	082-819-3913

3月24日（月曜日）から 4月1日（火曜日）のあいだ
区役所の窓口が あいている時間が
平日（月曜日から金曜日）は いつもよりながくなります
また、土曜日と日曜日も あいています

ふつう区役所の窓口は 平日（月曜日から 金曜日まで）の 午前8時30分から 午後5時15分まで あいています。土曜日と日曜日は休みです。

しかし 3月のおわりから 4月のはじめは 引っ越しをする人が多いです。区役所の窓口には その 手続をするために いつもよりたくさん人が来ます。

そのため 3月24日（月曜日）から 4月1日（火曜日）まで 区役所の窓口が あいている時間が 平日（月曜日から 金曜日）は いつもよりながくなります。また、3月29日と30日の 土曜日と日曜日もあいています。引っ越しをして 住所がかわったときの手続などをするとときに 利用してください。

問い合わせ：区政課 Tel. 082-504-2112



3月24日から4月1日まで 区役所の窓口が あいている時間

月	3月								4月
日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日	1日
曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日
あいている時間	午前8時30分から 午後7時					午前8時30分 から お昼12時		午前8時30分 から 午後7時	

受け付けている手続

3月24日から4月1日までの 平日の午後5時15分から 午後7時までと 3月29日と30日の 土曜日と日曜日は 引っ越し（転入・転出・転居）をしたときに ひつようになる手続を 受け付けます。市民課と 保険年金課の窓口だけあいています（出張所はあいていません）。

どの手続をすることができるかについては 下の表を見てください。下の表に書いていない手続は 平日の午後5時15分までに 区役所の窓口で手続をしてください。

手続をするために ひつような書類などのことは 区役所に行くまえに 下の表に書いてある 電話番号に 問いあわせてください。

※ 3月24日から4月1日まで 平日の午後5時15分から 午後7時までと 3月29日と30日の 土曜日と日曜日の午前8時30分から お昼12時までは 「守衛室」というところに 電話がつながります。「守衛室」の人が 電話をつないでくれるので どこに電話をつないでほしいかを 言ってください。

届けを出すときは あなたが本人であることがわかるもの（在留カード、運転免許証、パスポートなど）と、マイナンバーを持っている人は マイナンバーカードも持ってきてください。

※ 手続きの内容によっては その日のうちに手続きが 終わらないこともあります。持ってきた書類を あずかるだけになったり もう一度 窓口に来てくださいと 言われたりすることもあります。

う 受けつけている手続き	まどぐち 窓口	Tel.			
●住むところが 変わった (住民票の異動届) ●はんこを区役所に登録する (印鑑登録) ●マイナンバーカードの手続き	くやくしよ 区役所の 市民課	なかく 中区	082-504-2551	あさみなみく 安佐南区	082-831-4928
		ひがしく 東区	082-568-7708	あさきたく 安佐北区	082-819-3907
		みなみく 南区	082-250-8938	あきく 安芸区	082-821-4908
		にしく 西区	082-532-0930	さえきく 佐伯区	082-943-9709
●国民健康保険に入る または やめる (資格 異動届) ●国民年金の住所の変更 届け	くやくしよ 区役所の 保険年金課	なかく 中区	082-504-2555	あさみなみく 安佐南区	082-831-4929
		ひがしく 東区	082-568-7711	あさきたく 安佐北区	082-819-3909
		みなみく 南区	082-250-8941	あきく 安芸区	082-821-4910
		にしく 西区	082-532-0933	さえきく 佐伯区	082-943-9712
●児童手当をもらうための 手続き (認定請求書) ●こどもが病院に行った とき 病院に払うお金が 少なくなるための手続き (医療費受給資格認定 申請・変更届) など	くやくしよ 区役所の ふくしか 福祉課 (市民課の なか 中に 窓口 があ りま す)	なかく 中区	082-504-2569	あさみなみく 安佐南区	082-831-4945
		ひがしく 東区	082-568-7733	あさきたく 安佐北区	082-819-0605
		みなみく 南区	082-250-4131	あきく 安芸区	082-821-2813
		にしく 西区	082-294-6342	さえきく 佐伯区	082-943-9732

★ マイナンバーカードを持っている人は マイナポータル (<https://myrna.go.jp/>) をつかって 転出届※を出すことができます。そのときいっしょに あたらしく引っ越しをするところにある 役所に行く予定を 連絡することができます。

👉 オンラインで 転出届を出した人は 区役所の窓口に行くひつようがありません。

しかし 転入届は 引っ越しをしたところにある役所の窓口に行って 手続きをしてください。

マイナポータル: <https://myrna.go.jp/>



※ 転出届とは ほかの市区町村に 引っ越しをするときに いま住んでいるところにある 役所に出す書類のことです。転出届を出して 「転出証明書」を役所から もらってください。

★ マイナンバーカードをつかって コンビニエンスストアで 証明書しょうめいしょを取ることができます。コンビニエンスストアで証明書しょうめいしょを取ると 区役所の窓口くやくしょ まどぐちで取るときより 払うお金はら かねが100円安くなります。マイナンバーカードを持っている人は コンビニエンスストアのサービスも 利用えん やすしてください。

4月がから 広島市ひろしましの駐輪場ちゅうりんじょうを 1年間ねんかんりょう利用ひとしたい人へ
3月10日がつとおか（月曜日）から 利用りょうしたい人を 追加ひとで 募集つかします

2025年4月ねん がから 駐輪場ちゅうりんじょう＜＝自転車じてんしゃとバイクを とめるところ＞を利用りょうしたい人の募集ひと ぼしゅうは 2025年2月5日（水曜日）ねん がで終わりました。しかし 2025年3月10日（月曜日）ねん がから まだ空あいている駐輪場ちゅうりんじょうは 利用りょうしたい人を 追加ひとで 募集つかします。

❖ だれが駐輪場ちゅうりんじょうの 申しこみもうをすることができますか？

2025年4月1日ねん がから 2026年3月31日ねん がまで 1年のあいだ 駐輪場ちゅうりんじょうを続けて利用つづする人。
いま駐輪場ちゅうりんじょうを利用りょうしている人も あたらしく申しこみもうをしてください。

❖ 1年間ねんかん 駐輪場ちゅうりんじょうを利用りょうして 払うお金はら かねは いくらですか？

自転車じてんしゃ 18,000円えん

バイク（原動機付自転車・自動二輪車）げんどうきつきじてんしゃ じどうにりんしゃ 30,000円えん

※ 自転車じてんしゃが15,600円えん、バイク（原動機付自転車・自動二輪車）げんどうきつきじてんしゃ じどうにりんしゃが27,600円えんの 駐輪場ちゅうりんじょうもありません。

① 1年間分いちねんかんぶんのお金を 2回かいにわけて 払うはらことができます。

② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうの どれかもを持っている人は 1年間ひと ねんかんの 駐輪場ちゅうりんじょうのお金かねが 半分はんぶんになります。



❖ どうやって 申しこみもうをしますか？

① ホームページから 申しこみもう

広島県ビルメンテナンス共同組合ひろしまけん きょうどうくみあいの ホームページから 申しこみもうをしてください。

※ 基町もとまちにある中央駐輪場ちゅうおうちゅうりんじょうは アマノマネジメントサービスに 申しこみもうをしてください。

広島県ビルメンテナンス共同組合ひろしまけん きょうどうくみあいでは 申しこみもうを受けつけていません。

② 申請書もうせいしょを駐輪場ちゅうりんじょうに 持って行く

申請書もうせいしょに ひつようなことかを書いて 駐輪場ちゅうりんじょうに 持って行くいってください。

★ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょうの どれかもを持っている人は 手帳てちょうの コピーと「減額申請書」も いっしょに出だしてください。

【申請書もうせいしょを もらうことができる場所】

駐輪場ちゅうりんじょうや 区役所の維持管理課くやくしょ いじかんりかなどで もらうことができます。

または ホームページからもダウンロードすることができます。

● 広島県ビルメンテナンス協同組合（中央駐輪場（基町）は除きます。）

<https://www.hbmc.or.jp/churin/>（日本語）

● アマノマネジメントサービス（中央駐輪場（基町）のみ）

https://hiroshima-park.com/2025/01/15/bosyu_motomachi_2024/（日本語）



と
問い合わせ

広島県ビルメンテナンス協同組合 Tel. 082-242-7330

※ 中央駐輪場（基町）についての問い合わせ：アマノマネジメントサービス株式会社

Tel. 082-227-2110

ぜい しんこく
税の申告をする ひつようがある人へ
が つ にち げつようび ま で に ぜい しんこく
3月17日（月曜日）までに 税の申告をしてください
「ひろしま市民と市政」1月15日号

2月17日（月曜日）から 3月17日（月曜日）は 税の申告をする「確定申告」の期間です。

所得税※1は 前の年の所得※2で 払う税金の金額がきまります。

市民税・県民税は 前の年の所得をもとにして つぎの年に 払う 金額がきまります。

今回の確定申告をすると 令和6年（2024年）1月1日から 12月31日までに もらった所得に対する 所得税などの金額が きまります。

また この所得をもとにして 令和7年度（2025年4月1日から 2026年3月31日）の 市民税・県民税の金額が きまります。

※1 「所得税」とは 所得があった人が 国にはらう税金のことです。

※2 「所得」とは 給料などで 自分に入ったお金のことで



1. いつまでに 税の申告をしますか？

● 所得税および復興特別所得税、市・県民税、贈与税は、

3月17日（月曜日）までです。

● 個人事業者の消費税・地方消費税は、

3月31日（月曜日）までです。

☞ 税の申告をするひつようがある人が 自分の国に帰るときは 日本を出る前に 税の申告をしてください。

2. だれが 税の申告をしますか？

医療費控除※3や 社会保険料控除※4などを受けて 所得税の還付※5がある人は 確定申告をしてください。

あなたが 税の申告をする ひつようがあるか ひつようがないか わからないときは 下の「4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書を出したいとき」に 書いてある相談窓口で 相談してください。

※3 「医療費控除」とは、1月1日から12月31日までの1年のあいだに、あなたがあなたのためまたはあなたの家族のために払った医療費をきめられた金額よりたくさん払ったとき税金の一部がもどってくることです。

※4 「社会保険料控除」とは、あなたがあなたの社会保険料を払ったときまたはあなたの配偶者<=夫や妻>やほかの家族の人が払わなくてはならない社会保険料をあなたが払ったとき所得税の金額がきめられた金額より少なくなることです。

★「社会保険料」とは国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などに払うお金のことです。

※5 「還付」とは、払いすぎたお金がもどってくることです。

☞ 災害で被害を受けたり、税金を払うことがむずかしくなったりしたとき減免※6や猶予※7を受けることができます。くわしいことは市税事務所市民税係または税務室に相談してください。

※6 「減免」とは払う税金が少なくなったり払わなくてよくなったりすることです。

※7 「猶予」とは税金を払う日を待ってもらうことです。

3. どうやって「申告書」<=税を申告するための書類>をつくりませんか？

(1) どこで申告書をもることが出来ますか？

- 所得税の確定申告書などは国税庁のホームページからダウンロードすることができます。または税務署などでもらうことができます。
- 市民税・県民税の申告書は広島市役所のホームページからダウンロードすることができます。または市税事務所市民税係・税務室でももらうことができます。

(2) 申告するために何がいらいますか？

税の申告をするためにひつような書類は人によってちがいます。くわしいことは国税庁や広島市役所のホームページを見てください。またはあなたが住んでいるところの税務署や市税事務所・税務室に聞いてください。

★ 申告書にはマイナンバーを書かなくてははいけません。そのためつぎの①または②のどちらかがひつようです。①のマイナンバーカードを持っていない人は②のものがひつようです。

① マイナンバーカード

② 「通知カード※」などマイナンバーがわかるもの。またあなたのことがわかるもの（在留カード、運転免許証、国民健康保険証などです。）を見せるか、コピーを申告書といっしょに出してください。

※ 「通知カード」はカードに書いてある名前と住所などが住民票と同じときだけ使うことができます。

(3) 確定申告の申告書は国税庁のホームページでもつくることが出来ます。（「e-Tax」といいます。）

スマートフォンやパソコンで確定申告の申告書をつくって、e-Taxで送ることができます。e-Taxをつかうと家などから税の申告の手続きをすることができます。

e-Taxは3月17日まで24時間いつでもつかうことができます。つくったデータをのこしておけばつぎの年もそのデータをつかうことができます。

e-Tax のくわしいことは、国税庁のホームページを見てください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.htm> (日本語)



- (4) 市民税・県民税の申告書は 広島市役所のホームページで つくることができます。
- 前の年の 所得の金額などを 入力して 市民税・県民税の申告書をつくらうことができます。
- 市民税・県民税の申告書をつくらう人は 市税事務所市民税係・税務室に ゆうびんで送るか、または 市税事務所市民税係・税務室の窓口で 出すことができます。インターネットや電子メールをつかって 申告書を出すことはできません。
- ※ 所得税の申告書は 広島市役所のホームページでは つくることができません。

4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書を出したいとき

所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告をする

- あなたが住んでいるところの 税務署に申告書を出します。
- しかし、広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田エリアに住んでいる人は 2月17日から 3月17日までのあいだに 「合同申告会場」で 税の申告をしてください。「合同申告会場」のくわしいことは 下を見てください。
- ※ 廿日市税務署のエリアに住んでいる人は 廿日市税務署でも 税の申告をすることができます。海田税務署のエリアに住んでいる人は 海田税務署でも 税の申告をすることができます。

【広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田税務署の 合同申告会場】

ど こ：「NTT クレドホール」基町クレド（中区基町6-78 パセーラ11階）

い つ：2025年2月17日（月曜日）から 3月17日（月曜日）まで

じかん：▶ 申告書を出す：午前8時30分から 午後4時まで

▶ 申告のことを 相談する：午前9時から 午後5時まで

やす み：土曜日、日曜日、祝・休日（日本の 休みの日）

※ 合同申告会場では スマートフォンで 申告書をつくらう お手伝いもします。

★ 合同申告会場に入るためには 「入場整理券」 <=会場に入るための チケット>が あります

入場整理券は その日に 会場でごばります。また 会場へ行く前に LINE（ライン）をつかって オンラインで 入場整理券をもらうこともできます。

入場整理券には あなたが 会場に入ることができる時間が 書いてあります。

入場整理券をたくさんくばって なくなったりした日は ほかの日に来てくださうと お願 いますこともあります。

- ※ あなたが住んでいるエリアを担当する税務署や オンラインで「入場整理券」をもらう方法などを知りたいときは 国税庁のホームページを見てください。または 税務署に 問いあわせて ください。

<https://www.nta.go.jp/index.htm> (日本語)



と ぜいむしよ
問い合わせ：税務署

ぜいむしよ 税務署	Tel.	ぜいむしよ 税務署	Tel.
ひろしまがし 広島東	082-227-1155	ほつかいち 廿日市	0829-32-1217
ひろしまみなみ 広島南	082-253-3281	かいた 海田	082-823-2131
ひろしまにし 広島西	082-234-3110	よしだ 吉田	0826-42-0008
ひろしまきた 広島北	082-814-2111		

し けんみんぜい しんこく
市・県民税の申告をする

- 申告書を出すところ：
 あなたが住んでいる区の 市税事務所市民税係・税務室に 申告書を出します。
- 申告のことを相談するところ：
 区役所や 公民館などで 申告のことを相談できます。いつ、どこで相談できるかを
 知りたいときは 広島市役所のホームページを見てください。

と
問い合わせ：

しぜいじむしよしんこく ぜいむしよ
市税事務所市民税係 ※土曜日、日曜日、祝・休日（日本の 休みの日）は 休みです。

しぜいじむしよ 市税事務所	たんとう 担当している区	かかり 係	Tel.
ちゅうおう 中央 (中区役所内)	なかく 中区	だいちしんみんぜいかかり 第一市民税係	082-504-2564
	みなみく 南区	だいにしんみんぜいかかり 第二市民税係	082-504-2751
とうぶ 東部 (東区役所内)	ひがしく 東区	しんみんぜいかかり 市民税係	082-568-7719
	あきく 安芸区		
せいぶ 西部 (西区役所内)	にしく 西区	だいちしんみんぜいかかり 第一市民税係	082-532-0942
	さえきく 佐伯区	だいにしんみんぜいかかり 第二市民税係	082-532-1012
ほくぶ 北部 (安佐南区役所内)	あさみなみく 安佐南区	だいちしんみんぜいかかり 第一市民税係	082-831-4935
	あさきたく 安佐北区	だいにしんみんぜいかかり 第二市民税係	082-831-5016

ぜいむしつ ぜいむしつ
税務室 ※土曜日、日曜日、祝・休日（日本の 休みの日）は 休みです。

ぜいむしつ 税務室	Tel.
みなみ 南（南区役所）	082-250-8946
あき 安芸（安芸区役所）	082-821-4913
さえき 佐伯（佐伯区役所）	082-943-9716
あさきた 安佐北（安佐北区役所）	082-819-3913

ねん がつはつ か もくようび しゅくじつ
2025年3月20日（木曜日・祝日）の
 しゅうしゅう
ごみの収集スケジュール

あなたが住んでいるところの ごみを捨てる日が 祝日や休日（日本の 休みの日）にあたるとき
 ごみの収集スケジュールは つぎのとおりです。



しゅうしゅう
ごみの収集スケジュール

○・・・ごみを捨てることができます。 ✖・・・ごみを捨てることができません。

しゅく きゅうじつ 祝・休日	かねん 可燃ごみ ペットボトル・リサイクルプラ	しげん ゆうがい 資源ごみ・有害ごみ ふねん た 不燃ごみ・その他プラ
がつはつ か もくようび 3月20日（木曜日） しゅんぶん ひ 「春分の日」	✖	○

かてい だ ひろしましやくしょ
 家庭ごみの出し方のことは 広島市役所のホームページも見てください。

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kateigomi/363649.html>



くわしいことは つぎのところに電話をしてください。

と ぎょうわだいいちか
問い合わせ：業務第一課 Tel. 082-504-2220

